

「A-wood」需要拡大事業 概要

1 事業の目的

青森県で利用されている建築用の木材は、主に外国産や県外産となっており、県産材の利用は1割程度と、住宅はもとより公共施設や民間商業施設における利用も進んでいないことから、建築用の木材を県産材に切り替えてもらうための取組が必要です。

本事業は、県産材の需要拡大と供給体制の整備を進めることで、木材の地産地消を推進し、地域経済の活性化や森林の循環利用につなげていくものです。

2 本事業における用語の定義

「A-wood」

青森県の森林で生産され、青森県で製材し、青森県で使用される木材のこと。
All Aomori でつなぐという思いを込めて、今回新たに作った用語。

「県産材」

森林に関する法令に照らし適切な手続きを経て、県内で伐採された丸太（樹種は問わない）を、県内の製材工場において加工した木材製品をいう。

3 事業の内容

県産材の需要拡大を図るため、県産材を使用した建築物の施工者に対し、県産材の使用量に応じた補助を行います。

（1）補助対象 次の全てを満たす者

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業又は大工工事業の許可を受けている者。
- ・県内に事業所を有している者。
- ・青森県「A-wood」事業者登録を受け、自らが施工する建築物において県産材の使用を前提としている者。

（2）補助対象経費

建築物の新築工事、リフォーム（増築・改築・修繕・模様替）工事、内装・外装木質化工事、外構工事における県産材の使用に要する経費。（ただし、外構工事については建築物の工事を伴うものに限る。）

（3）補助の要件 次の全てを満たすこと

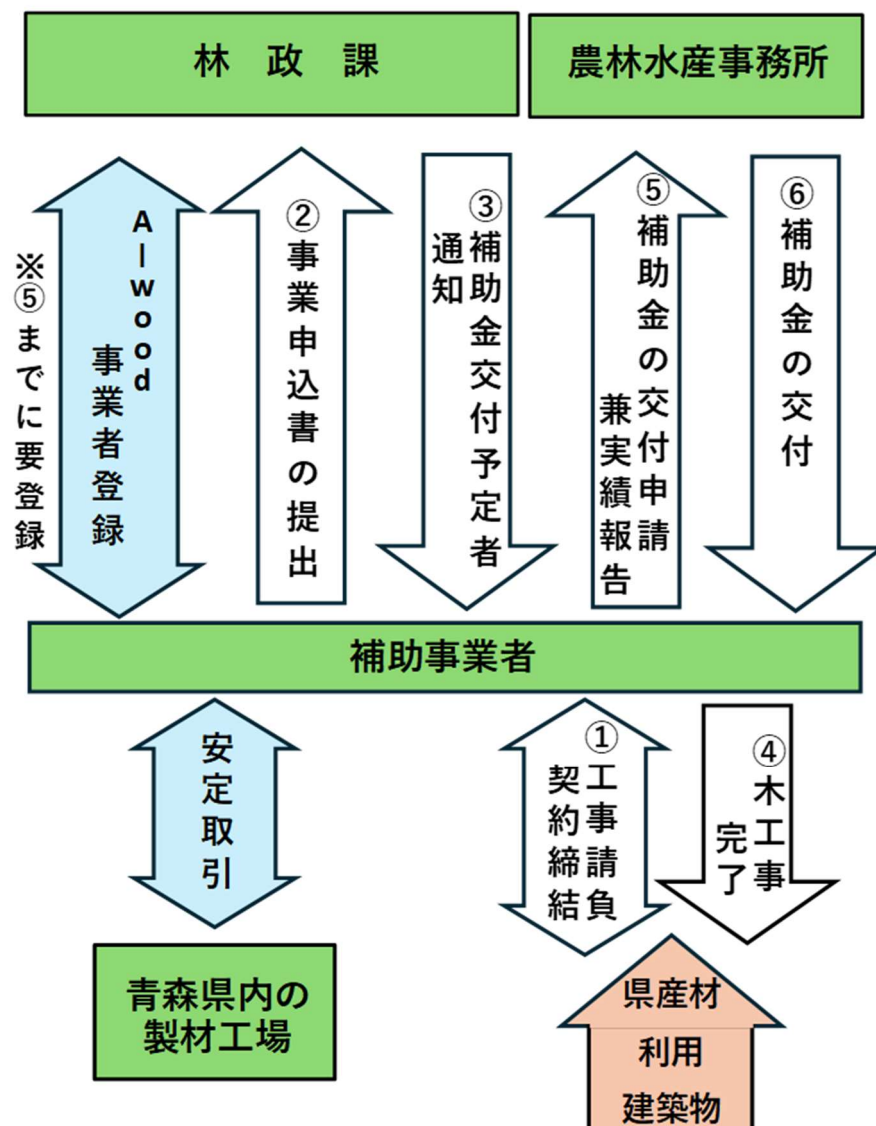
- ・県産材を1棟につき1 m³以上使用していること。

- ・施工地が県内であること。（施主の所在地については県内外を問いません。）
- ・令和7年4月1日以降に木工事に着手し、令和8年2月27日までに完了する予定であること。
- ・国及び地方公共団体が整備する建築物でないこと。

（４）補助金の額

- ・県産材の使用量1 m³につき5万円
（使用量はm³単位とし、少数第3位を切り捨てる。）
- ・1棟当たりの上限額は50万円かつ1事業者当たりの上限額は150万円
（複数の事業所を有する会社法人の場合は、会社全体での上限額を150万円とする。）

4 事業実施の流れ



5 事業申込書について

- (1) 補助金の交付申請は、補助対象施設の木工事が完了し、県産材使用量が確定してからになりますが、事前に県で交付予定者を決定します。
- (2) 事業を実施したい場合は、施主と工事請負契約を締結した後、施主から申請に係る同意書等を取得した上で、事業申込書を提出してください。
- (3) 県では事業申込書の内容を確認し、適当と認めた場合は交付予定者として申込者に通知します。
- (4) 交付予定者の通知は補助金交付決定通知ではありませんので、木工事が完了後速やかに、申請期限の令和8年2月27日までに補助金交付申請を行う必要があります。
- (5) 申込書に記載した補助金申請予定額が、補助金交付申請額の上限です。また、申請の際に、申込時に比べ県産材使用量が少なくなった場合は、補助金額を減額します。
- (6) 建築計画の変更により、補助金申請予定額の増額を希望する場合は、あらかじめ変更申込書を提出し、交付予定者変更通知を受ける必要があります。また、2割以上減額する場合も、変更手続きを行ってください。

6 事業の申込方法

- (1) 県のホームページで、受付期間を提示して事業申込者の募集を開始します。
- (2) 事業申込は、募集開始から12月末までの間、先着順で受付、審査します。
- (3) 申込金額が予算額に達し次第、募集を中止し、募集期間内に辞退者が出た場合は募集を再開します。
- (4) 同日に申込が複数あり、予算額を超えた場合は、1棟あたりの県産材使用量が多い施設を優先的に受付します。

7 県産材使用状況の確認について

- (1) 県産材の使用状況が確認できる施工中や完成後の写真を撮影し、補助金交付申請書に添付してください。
- (2) 構造材など完成後に確認できない木工事がある場合は、県で中間確認を行う場合がありますので、確認可能な時期になったら速やかに林政課又は農林水産事務所にご連絡ください。なお、確認を受けるために工事を中断する必要はありません。
- (3) 農林水産事務所では、補助金の交付申請があった施設について、県産材納品書

及び写真により県産材の使用状況を確認するほか、中間確認を行っていない施設の中から無作為に抽出して現地確認を行います。

(4) やむを得ない事情により写真で県産材の使用状況が確認できない施設については、必ず現地確認を行います。

8 申請窓口

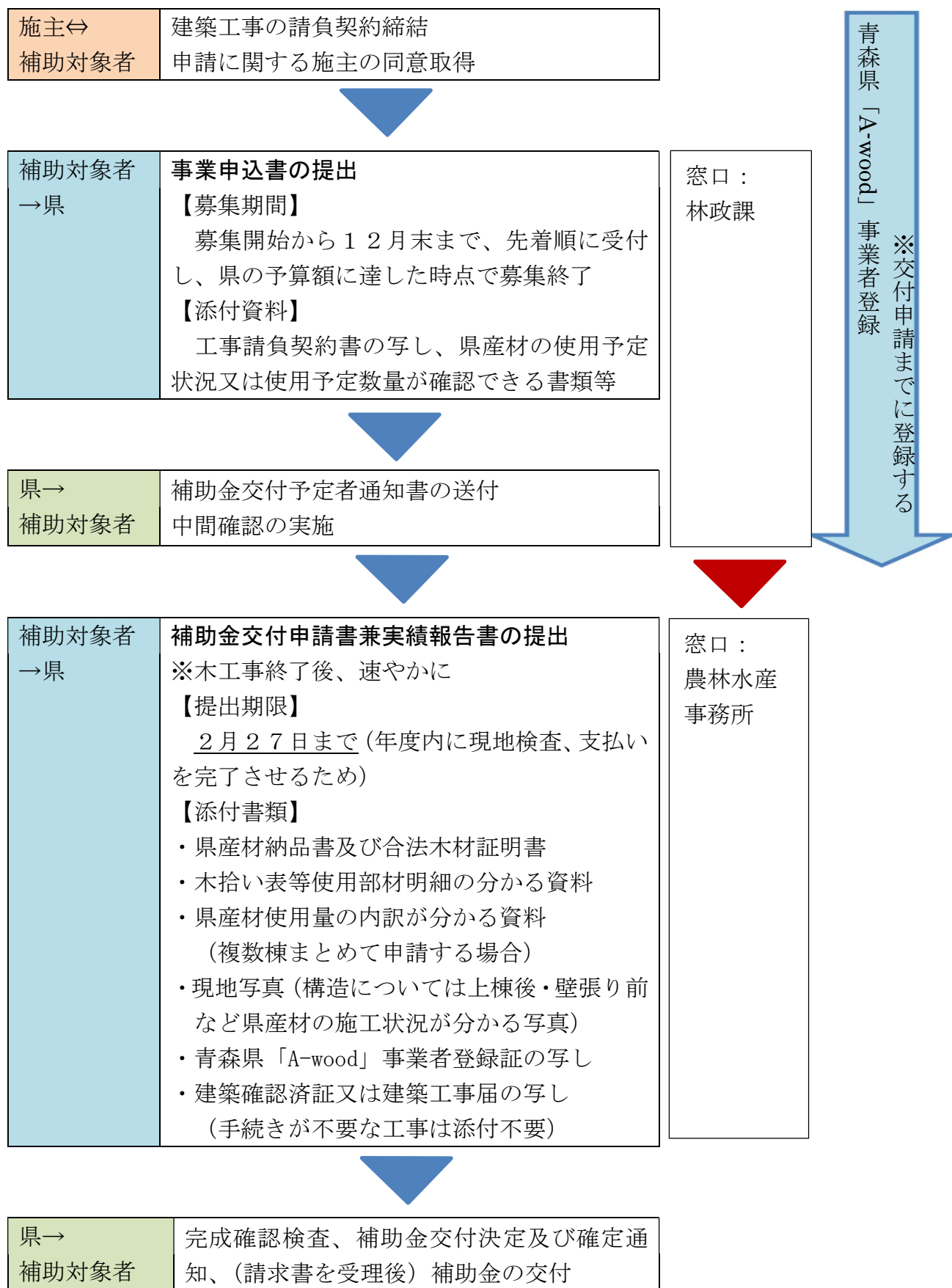
事業申込書は青森県林政課、補助金の交付申請書は、補助対象施設の所在地を所管する農林水産事務所林業振興課が窓口になります。

なお、複数棟まとめて申請する際に、2以上の事務所の区域にまたがる場合は、林政課が窓口になります。

地域	住所・連絡先
全体	青森県農林水産部林政課 林産振興グループ 〒030-8570 青森市長島 1-1-1 TEL : 017-734-9517 MAIL : rinsei@pref.aomori.lg.jp
東青 (青森市、平内町、 外ヶ浜町、今別町、 蓬田村)	東青農林水産事務所 林業振興課 〒030-0861 青森市長島 2-10-3 フコク生命ビル6F TEL : 017-734-9962 MAIL : hi-nosui@pref.aomori.lg.jp
中南 (弘前市、黒石市、平川 市、西目屋村、藤崎町、大 鰯町、田舎館村)	中南農林水産事務所 林業振興課 〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 TEL : 0172-33-3857 MAIL : ch-nosui@pref.aomori.lg.jp
三八 (八戸市、三戸町、五戸 町、田子町、南部町、階上 町、新郷村)	三八農林水産事務所 林業振興課 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 TEL : 0178-23-3595 MAIL : sa-nosui@pref.aomori.lg.jp
西北 (五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、板柳 町、鶴田町、中泊町)	西北農林水産事務所鱒ヶ沢庁舎 林業振興課 〒038-2761 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 384-37 TEL : 0173-72-6613 MAIL : ni-nosui@pref.aomori.lg.jp
上北 (十和田市、三沢市、 野辺地町、七戸町、 六戸町、横浜町、東北町、 おいらせ町、六ヶ所村)	上北農林水産事務所 林業振興課 〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 TEL : 0176-24-3379 MAIL : ka-nosui@pref.aomori.lg.jp
下北 (むつ市、大間町、 東通村、風間浦村、 佐井村)	下北農林水産事務所 林業振興課 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 TEL : 0175-23-6855 MAIL : sh-nosui@pref.aomori.lg.jp

※各農林水産事務所にメールを送った際は、電話でご一報いただけると確実です。

9 補助金交付までの手続きの流れ



○事業申込書の様式

令和 年 月 日

令和 7 年度「A-wood」需要拡大事業（変更）申込書

青森県知事 殿

令和 7 年度「A-wood」需要拡大事業実施要領第 4（変更の場合は第 6）の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1 申込者の情報

名称				電話番号			
代表者氏名				メールアドレス			
住所	〒	-		市 町・村			

2 事業の内容

施工地		市 町・村								
施工内容	記載例：木造住宅新築、店舗内装、事務所増築 など						棟			
木工事	着手 (予定)日	令和	年	月	日	完了 予定日	令和	年	月	日
県産材の納入元である製材工場名	注) 複数ある場合は全て記入									
他事業と併用した場合はその事業名										

3 補助金申請予定額（補助金申請変更予定額）

(変更)予定額	円	県産材使用 (変更)予定量	m ³
---------	---	------------------	----------------

4 添付書類

必須	☐ 工事請負契約書の写し (事業申込者と施主が同一の場合は、確実な工事の実施を担保する書類の写し)
	☐ 県産材の使用予定状況又は使用予定数量が確認できる書類
申込時に提示する書類 (添付して提出することとも可能)	☐ 建設業の許可証 [写し可]

○補助金交付申請書（兼実績報告書）の様式

令和 年 月 日

令和7年度「A-wood」需要拡大事業費補助金交付申請書（兼実績報告書）

農林水産事務所長 殿

（申請者）住所
名称
代表者氏名

令和7年度において実施する「A-wood」需要拡大事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

施工地		市 町・村	
施工内容	記載例：木造住宅新築、店舗内装、事務所増築 など		
木工事	着手日	令和 年 月 日	完了日 令和 年 月 日
県産材 使用量	m ³	県産材の納入元で ある製材工場名	注）複数ある場合は全て記入

2 補助金申請額（実績報告額）

補助金申請額	円
--------	---

3 添付書類

- （1）県産材納品書及び合法木材証明書
- （2）木拾い表等使用部材明細の分かる資料
- （3）県産材使用量の内訳が分かる資料（複数棟まとめて申請する場合）
- （4）現地写真（構造については上棟後・壁張り前など県産材の施工状況が分かる写真）
- （5）青森県「A-wood」事業者登録証の写し
- （6）建築確認済証又は建築工事届の写し（手続きが不要な工事は添付不要）

（注）

- 1 申請者は、施主に対し申請に係る同意を得たことの証明となる同意書等の保管を行ってください。
- 2 県産材使用量の下限：1 m³/棟（1 m³に満たない場合は申請できません。）
県産材使用量の単位：小数点第2位（小数点第3位以下を切捨て）まで記入してください。
なお、県産材使用量は、プレカット前の材積で記入することが可能です。
- 3 合法木材証明書とは、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日林野庁策定）に基づき定められた地域の証明制度などにより、伐採の合法性が証明された材料を使用して製造されたものであることを証明する書類のことです。

10 県産材利用にあたってのサポート体制

(1) 青森県木材協同組合 製材事業者の紹介

青森県木材協同組合は、製材事業者を組合員とする事業協同組合です。

県内の製材事業者の紹介を行う他、J A S 認証制度や合法木材についての問い合わせに対応します。

組合概要	
所在地	〒030-0151 青森市大字高田字川瀬 104-1
代表者	理事長 島 英樹
設立年月日	1979 年(昭和 54 年)1 月 30 日
会員	39 社
電話番号	017-739-8761
FAX 番号	017-739-8749
お問い合わせ	https://aomori-hiba.jp/

(2) 林政課 製材事業者情報の提供

あおもり育ちの木

使ってみませんか

本州最北端に位置し
3方を生みに囲まれた青森県。

その名のとおり、青々と盛りが繁り、
多様な地形と気象が
スギやヒバ、アカマツなど
豊富な樹種をはぐくみます。

青森県林政課
Youtubeチャンネル

検索 青森県林政課

魅力・想いを
詰め込みました。

Short 60s Long 5min

あおもり県産材を使いたい！

電子パンフレットで見る
青森県産材Webカタログ

製品、樹種などから検索したい
青森県製材品展示商談サイト
「あおもり育ちの木」

見積依頼できます

あおもりの木
青森県産材
AOMORI
PRODUCTIVE TIMBER
BASIC CATALOG
1000

あおもり育ちの木
青森県製材品展示商談サイト
青森県

<https://wood.aomori-sodachi.com>

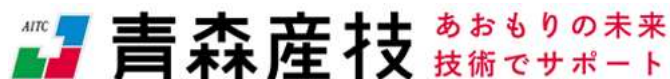
検索 あおもり育ちの木

【お問合せ】
青森県 農林水産部 林政課 林産振興グループ
△青森市長島1丁目1-1 ☎017-734-9517(直通)

SNSで情報発信中！

Facebook Instagram 林政課HP

(3) 林業研究所 試験研究成果の提供、依頼試験への対応 (有料)



木材関係の主な研究成果及び対応可能な依頼試験について

1 研究成果

(1) 製材技術

- ・集成材ラミナ研究成果技術資料 [R6]
- ・簡易的な丸太測定方法の手引き [R5 HP 掲載]
- ・ヒバ内装材の防火材料認定に向けた技術資料 [R3]
- ・スギ心去り平角材の効率的乾燥技術の解説 [R2 HP 掲載]
- ・公共建築部材製造方法の手引き [R1 HP 掲載]
- ・スギ横架材製造指針 [H26 HP 掲載]

(2) 建築利用

- ・木材をエクステリアに使用するためのポイント [R6]
- ・青森県産木材強度試験データ集 [改訂版 R2 HP 掲載]
- ・青森県産スギ材の横架材スパン表 [H23 HP 掲載]

2 対応可能な依頼試験

区分		金額 (1 件あたり)
木材強度試験	曲げ・圧縮等の加力試験	4,850 円
	縦振動ヤング係数の測定	960 円
含水率試験		1,950 円

【問い合わせ】

地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所 森林資源部
TEL : 017-755-3257 FAX : 017-755-4494
所在地 : 青森県東津軽郡平内町大字小湊字新道 46-56
HP: https://www.aomori-itc.or.jp/soshiki/nou_ringyou/